

科目 6

総合演習

総合演習の目的

- 具体的な事例を用いた演習を通して、
高齢者虐待対応の一連の流れと各段階の
ポイントについて理解を深める。
- 高齢者虐待対応が組織的判断・決定に
基づくために、例示する帳票（ツール）
を活用しながら情報の整理や対応の実施
など、合意形成の重要性について理解
する。

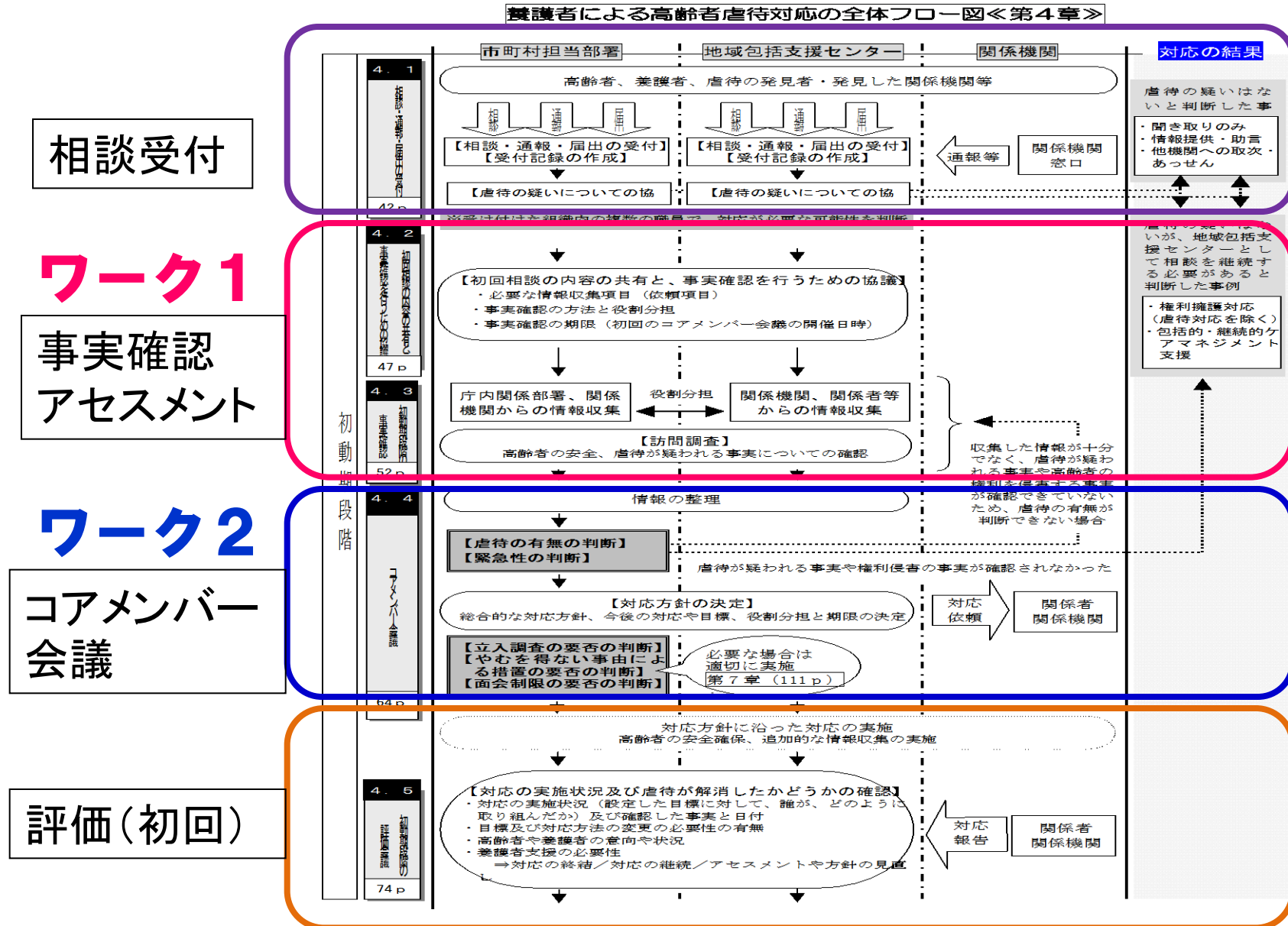
演習プログラム

時 間	内 容	作業する帳票
20分	『虐待対応の流れ』の再確認	
75分	ワーク1 初動期段階の情報整理と最初のアセスメント	アセスメント要約票
70分	ワーク2 コアメンバー会議での計画書作成	コアメンバー会議録・計画書
80分	ワーク3 第1回虐待対応ケース会議での計画書作成	対応ケース会議録・計画書
80分	ワーク4 第2回虐待対応ケース会議で作成した計画の評価	評価票
15分	まとめ	

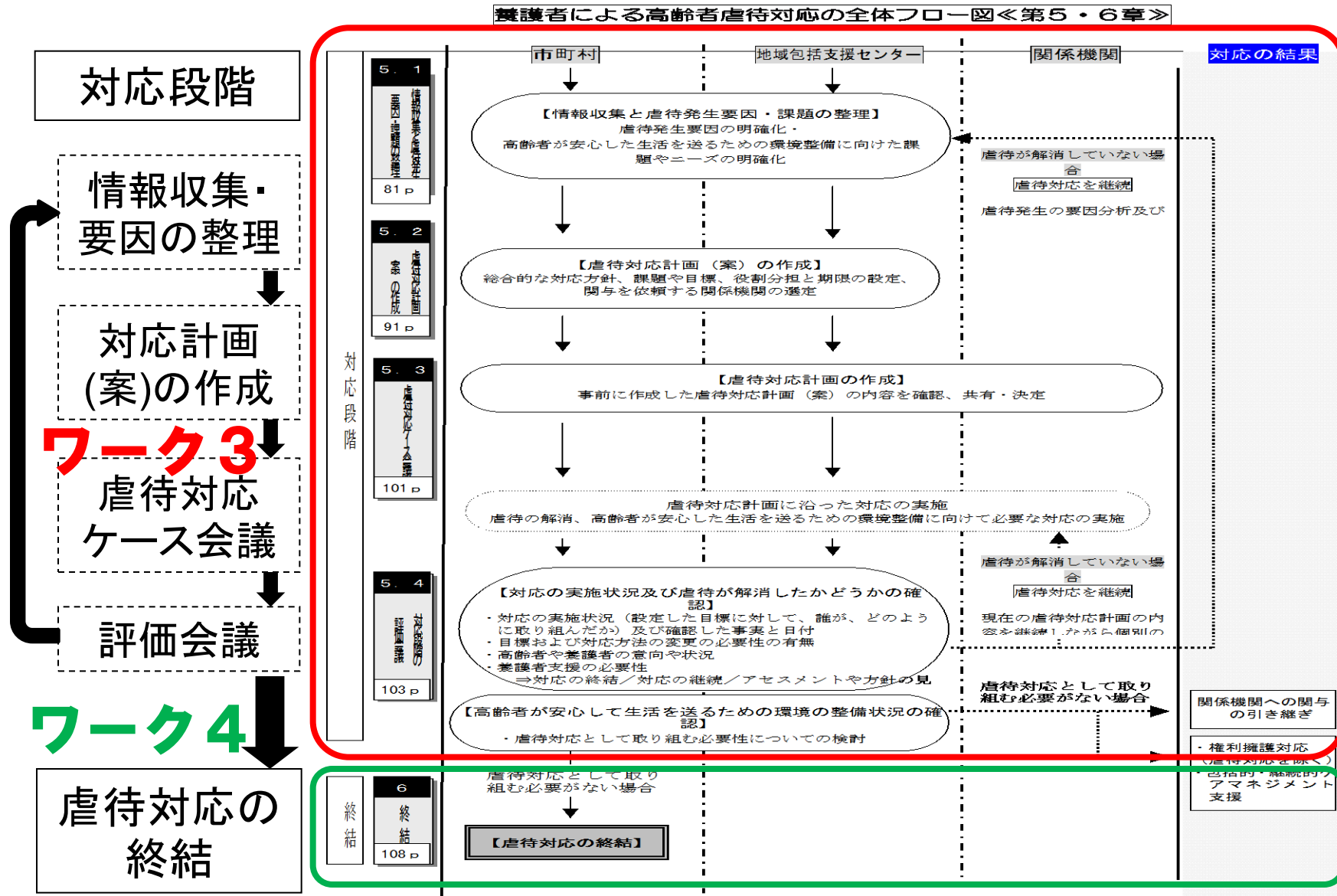
帳票の構成

受付票	相談・通報・届出受付票(総合相談)
共有協議票	高齢者虐待情報共有・協議票
事実確認票	事実確認票-チェックシート
アセスメント票	アセスメント要約票
コアメンバー会議録・ 計画書	高齢者虐待対応会議記録・計画書 ーコアメンバー会議用ー
対応会議録・計画書	高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書
評価票	高齢者虐待対応評価会議記録票

対応の全体フロー図(上)



対応の全体フロー図（下）



ワーク 1 初動期段階での情報収集・整理

【ワークの内容】

- 役割を決める(司会、記録、発表)
- 事例情報の共有 (15分)
- グループワーク (40分)
 - アセスメント要約票の作成 (「虐待発生
リスクのチェック」「全体のまとめ」を記入)
- 発表 (10分)
- コメント (10分)

初動期段階：情報収集・整理のポイント①

- 初動期段階の目的は高齢者の生命や身体的安全確保にあることをふまえ、虐待の有無と緊急性、深刻度の判断、その判断に基づいて作成される対応方針につながる情報の収集と整理が必要となる。
- その為に、「庁内関係部署及び関係機関からの情報収集」と「高齢者や養護者への訪問調査」を行う。
- 年金や税などの経済状況、医療機関の受診内容等、委託包括では入手が難しい情報については、市町村担当部署が積極的に情報収集する。
- 庁内関係部署および関係機関からの情報収集は、虐待に関連した高齢者の情報を中心に集める。

初動期段階：情報収集・整理のポイント②

- 高齢者の安全及び初回相談の内容から推測される虐待の疑いについての事実、必ず高齢者や養護者を直接訪問して確認する。
- 訪問調査では、第一に高齢者の生命や身体安全を確認し、その後、虐待が疑われる事実について確認を行う。
- 高齢者と養護者に対して、それぞれの担当者が異なる場所で面接を行う。

初動期段階：情報収集・整理のポイント③

- たとえすべての情報収集ができていなくても、事前に確認した期限までに、収集した情報をもとに、情報を整理することが重要。

※情報が集まっていないという理由で、虐待の有無、緊急性、深刻度の判断を先延ばししないこと。

- 虐待の有無や緊急性、深刻度の判断は明確な根拠に基づいて行うため、確認された事実のみを正確に記録し、推測や確認されなかった事実の記載や、初回相談で受け付けた内容と直接確認した事実とを混同させることは避ける。

ワーク 2 コアメンバー会議 ～計画書の作成～

【作業内容】

- 事例情報の共有（5分）
- グループワーク（45分）
 - コアメンバー会議計画書を作成
- 発表（10分）
- コメント（10分）

コアメンバー会議と計画書作成のポイント①

- コアメンバー会議では、事実確認で集めた情報の整理、虐待の有無と緊急性、深刻度の判断、対応方針の決定を行う。
- 決定した対応方針に基づき、今後の対応や目標、役割分担と期限について協議・決定する。
- 迅速かつ適切に市町村権限の行使を含めた判断を行う必要があるため、コアメンバー会議には市町村担当部署の管理職の出席が必要である。
- 設定した期限までに、高齢者の生命、身体 of 安全確認を行うことができなかった場合は、事実確認を継続または立ち入り調査の必要性について判断し、対応する。

コアメンバー会議と計画書作成のポイント②

- 虐待の有無の判断は、「高齢者の権利が侵害されている事実」に着目して行い、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問わない。また、養護者を罰することが目的ではなく、高齢者と養護者を支援の対象として位置づけることを目的として行う。
- 緊急性の判断は、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに、総合的に判断することが求められる。高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もある。
- 深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度で判断する。

ワーク3 第1回 虐待対応ケース会議 ～ケース会議録・計画書の作成～

【ワークの内容】

■事例情報の共有（10分）

■グループワーク（50分）

○高齢者虐待対応会議記録・計画書作成

■発表（10分）

■コメント（10分）

虐待対応ケース会議録・計画書作成 のポイント①

- 虐待対応計画は、高齢者の生命や身体、財産を守るために虐待の解消と高齢者の安定した生活にむけての環境整備に必要な対応を、チームとして計画的に進めていくために作成するものである。
- 虐待対応計画は、市町村の責任において市町村担当部署と地域包括支援センターとで連携して案を作成した上で、その後の虐待対応ケース会議で、課題や目標、役割分担と期限などを確認の上、決定し、実行する。
- 計画作成にあたっては、高齢者の自己決定への支援、高齢者と養護者の利害対立への配慮、虐待発生要因と関連する課題への支援、養護者支援機関へのつなぎなどを重視する。

虐待対応ケース会議録・計画書作成 のポイント②

- 対応計画案の作成手順は、
 - ①総合的な対応方針の設定
 - ②課題の明確化と優先順位の決定
 - ③課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定
 - ④評価日（期限）の設定
 - ⑤対応が必要だが現段階では対応困難な課題／今後検討しなければならない事項など
- 対応ケース会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成する。
- 終結を意識した計画案を作成する段階で、市町村担当部署から関与してもらう関係機関に出席を依頼する。その際、虐待対応専門職チームの参加も考慮する。

ワーク 4 評価会議

～評価票の作成と終結の判断～

【作業内容】

■事例情報の共有（10分）

■グループワーク（45分）

○『第2回虐待対応ケース会議』で作成した
対応計画に対する『第3回 評価会議記録
票』の作成

■発表（10分）

■コメント（15分）

初動期段階の評価のポイント①

- 市町村がコアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や対応について適切か評価する。
- 対応状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行う。
- 市町村担当部署の職員、地域包括の職員が出席し、市町村の責任で行う。
- 立入調査など行政権限の行使についての判断が必要となる場合があるため、市町村担当部署の管理職が出席することが必要。
- 対応段階のための新たな情報収集の必要性についても検討を行う。

初動期段階の評価のポイント②

- 初動期の目的である「高齢者の生命や身体の安全確保がなされたかどうか」を確認することが必要。
- 課題ごとに設定した目標に向けて、予定通り取り組んだか、誰が、いつ、何をしたか、取り組んだ結果、確認された事実はなにかを確認する。
- 目標達成状況、目標や対応方法の変更の必要性、対応後の虐待の状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について、虐待の解消に向けての養護者支援の必要性について確認する。
- 「評価のまとめ」として、「終結」「対応の継続」「アセスメントや方針（計画）の見直し」を決定すること。

対応段階の評価のポイント①

- 虐待対応について責任を持つ市町村は、虐待対応を終結させるまで、虐待対応計画の立案、実施と評価を繰り返す必要がある。
- 対応段階における評価の目的は虐待対応計画の実施状況の確認や対応の適切さに関する評価であり、初動期段階の評価と同様である。
- 常に終結の可能性や終結の具体的形態について意識し、虐待対応の見直し、継続または終結について検討する必要がある点が初動期段階との相違点。
- 計画の実施状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行うことが求められる。

対応段階の評価のポイント②

- 評価会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成する。
- 行政権限の行使や終結の判断が必要となる場合があるので、市町村担当部署の管理職が出席する必要がある。
- 具体的な手順は、初動期同様、各目標に対する実施状況、確認した事実と日付、目標及び対応方法の変更の必要性の有無とその内容を確認し、虐待発生のリスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について合議した上で、評価のまとめを行う。

虐待対応の終結のポイント

- 虐待対応の終結は、評価会議において判断する。
- 高齢者の安心した尊厳ある生活を取り戻すために、虐待対応は常に終結を意識して行われる必要がある。
- 終結の判断に際しては、「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心した生活を送るために必要な環境整備の目処が立ったこと」が確認できることが必要。

総合演習のまとめ①

- ◆「虐待」の疑いを見逃さない。
- ◆市町村責務に基づき、虐待対応を行う。
- ◆高齢者の安全確認・事実確認は必ず訪問して行う。
- ◆根拠ある判断をするために正確な情報を記録する。
(情報の錯綜を防ぐ。)
- ◆情報収集・整理が対応方針に反映することを意識する。
- ◆安全確認ができなかった場合は、事実確認の継続又は立入調査の必要性を判断する。
- ◆市町村の責務で対応方針や対応状況が適切かどうか、期日を区切って評価する。

総合演習のまとめ②

- ◆初動期段階での対応で、高齢者の安全が一定程度確保された場合は、対応段階に移り、虐待の発生要因・課題の整理をチームとして行うための対応計画を作成し、終結を目指す。
- ◆終結の判断は、市町村責務として行われるため、市町村担当部署の管理職の出席が必要である。
- ◆虐待対応の流れを定着化させる。